

第1章 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」作成の趣旨と背景

筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成の趣旨

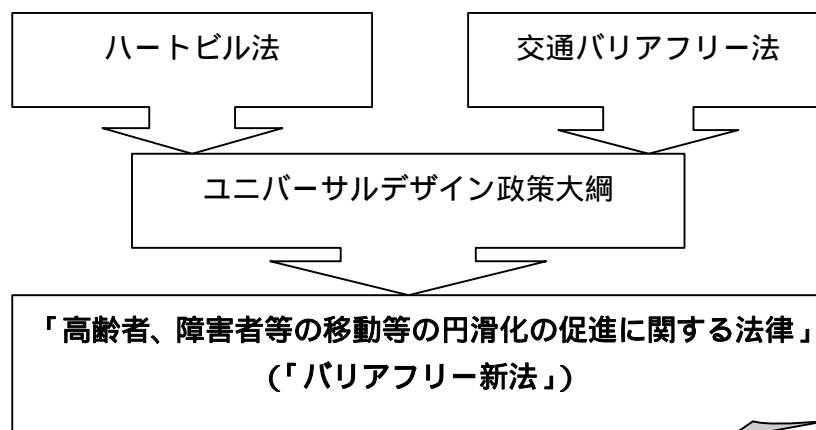
筑紫野市では、「みんなでつくる自然と街との共生都市ちくしの」をめざし、駅や官公庁などの施設への経路、そして建築物内での移動について、バリアフリー化（段差の解消や、視覚障害者を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー新法」）に基づき、「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」を作成することとしました。

1-1 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成の背景

（1）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）作成の趣旨

我が国は平成25年（2013年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢化社会が到来すると予測されています。また、障害者を含め、すべての人が同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、高齢者や障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。このような背景のもと、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「交通バリアフリー法」）が施行されました。

これまで、この「交通バリアフリー法」と、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）との2つの法律によりバリアフリー化が推進されてきましたが、交通バリアフリー法施行後5年が経過し、平成17年7月に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が平成18年12月に施行されました。



(2) 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」の作成

筑紫野市では、これまで、「筑紫野市障害者福祉長期行動計画」ならびに「筑紫野市人にやさしいまちづくり整備基本計画」を策定しモデル地区を選定した整備計画を進めており、今回のバリアフリー新法の趣旨にそって、より拡充された内容の基本構想を作成するものとします。

1-2 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」の作成方法

バリアフリー新法に定められた市町村の取り組みの方法として、市町村はその区域内において、旅客施設やその周辺の道路及び駅前広場ならびに官公庁施設や福祉施設などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「重点整備地区」（第6章に後述）について、その基本的事項を定めた「移動円滑化基本構想」を作成することができることとなりました。

筑紫野市では、この「移動円滑化基本構想」を「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」という名称で作成することとし、その作成にあたっては、学識経験者、高齢者や障害者、道路管理者、公安委員会などからなる協議会を設置して検討を進めるとともに、現地調査や多くの市民の方に参加いただくワークショップの実施と併せ、関連機関などからのヒアリングを行い実現化の方策を検討します。また、市民のご意見を募集することにより幅広い意見を頂きます。

STEP-1 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」と関連計画の位置づけ

STEP-2 筑紫野市における「バリアフリー新法」にもとづく重点整備地区の検討

STEP-3-1 市民協働による交通バリアフリーの検討（ワークショップの開催）

STEP-3-2 交通事業者ならびに関連機関におけるバリアフリー計画等ヒアリング

STEP-4 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想の実現に向けた方向性ならびに実現化方策

STEP-5 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想（原案）」の作成

「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」

STEP-6 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」に対する市民の意見の聴取